

# 平成25年度主要な政策に係る評価書

(総務省24-⑧)

政策名 <sup>(※1)</sup>	政策8:選挙制度等の適切な運用		分野	選挙制度等		
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	51,069,723	178,124	101,362	50,496,368
		補正予算(b)	0	0	-14	0
		繰越し等(c)	1,187,100	218,351	70,556,481	
		合計(a+b+c)	52,256,823	396,475	70,657,829	
執行額(千円)		52,100,535	319,976			

(注)衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙のため、平成22年度、24年度及び25年度の予算額が大幅に増額している。

政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	—	—	—

施策目標	測定指標	基準(値) <sup>(※2)</sup> 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	1 ・区割審議会における衆議院小選挙区の区割り改定作業に関する調査研究及び所要の措置 ・その他選挙制度に関する調査研究	・区割り改定作業に関する調査研究の実施及び所要の措置 ・その他選挙制度に関する調査研究の実施 【23年度】	・区割り改定作業に関する調査研究を実施し、区割り審議会の運営(平成25年3月28日に区割り改定案を勧告)と区割り審議会の勧告に基づく区割り改定の法制化作業を実施(平成25年4月12日に区割り改定法案を国会に提出し、同年6月24日に成立) ・議員立法により、参議院議員の定数についていわゆる「4増4減」を行う公選法改正案が平成24年11月に成立したことを受け、選挙管理委員会、候補者・政党等への周知・啓発の実施 ・その他選挙制度に関する調査研究の実施 【24年度】	・区割り改定作業に関する調査研究の適切な実施及び所要の措置 ・その他選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【24年度】
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	2 常時啓発事業のあり方等の検討	常時啓発のあり方等研究会において、常時啓発事業のあり方について検討を実施し、最終報告書を公表 【23年度】	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施 【24年度】	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施 【24年度】
政治資金の透明性を確保すること	3 総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率)	政党本部:100% 政党支部:99.3% 政治資金団体:100% (平成22年分収支報告) 【23年度】	政党本部:100% 政党支部:99.5% 政治資金団体:100% (平成23年分収支報告) 【24年度】	政党、政治資金団体について、提出率100% 【24年度】
		国会議員関係政治団体: 93.8% (平成22年分収支報告) 【23年度】	国会議員関係政治団体:94.4% (平成23年分収支報告) 【24年度】	国会議員関係政治団体について、前年の提出率(93.8%)以上 【24年度】
		政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:85.7% (平成20年分~平成22年分収支報告) 【23年度】	政治団体全体:86% (過去3カ年平均の提出率) 【24年度】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率(85.7%)以上 【24年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立の寄与については、まず衆議院選挙制度改革について、緊急是正法により、政府は区割り審議会の勧告に基づき、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとされたところ、必要となる区割り改定作業等について綿密に調査研究を実施することにより、円滑な審議会運営（平成25年3月28日に区割り改定案を勧告）及び区割り審議会から出された選挙区の改定案についての勧告に基づく公職選挙法の改正に係る作業を適切に実施することができた。（平成25年4月12日に区割り改定法案を国会に提出し、同年6月24日に成立）</p> <p>また、参議院選挙制度改革については、議員立法により、参議院議員の定数についていわゆる「4増4減」を行う公選法改正案が平成24年11月に成立したことを受け、選挙管理委員会、候補者・政党等への周知・啓発を適切に実施することができた。</p> <p>・公明かつ適正な選挙執行を実現することについては、常時啓発事業のあり方等研究会最終報告書の提言を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策として、選挙啓発研修会や若者フォーラム（若者同士が、互いの持っている政治への想い・政治意識について意見交換する場の開催）の実施、地域の明るい選挙推進協議会等成人向け学習教材の作成により目標を達成することができた。</p> <p>・政治資金の透明性の確保については、政治資金収支報告書の提出（公表）率は、政治団体への督促等を通じ、政治団体全体については85.7%を上回り、目標を達成することができた。政党本部及び政治資金団体については目標を達成することができ、また、国会議員関係政治団体についても目標を達成することができた。なお、現職国会議員に係る国会議員関係政治団体については提出率（公表率）100%を確保できた。また、政治資金適正化委員会が登録政治資金監査人に対して、政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会を開催しており、これにより、政治資金監査の円滑な実施が図られ、ひいては政治資金の透明性の確保に寄与している。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>（評価区分）</p> <p>A 基本目標の達成に向けて相当の進展があった</p> <p>（平成26年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>Ⅲ 予算の縮減・廃止</p> <p>各施策において、その目標はおおむね達成されており、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等が適切に運用され民主政治の健全な発達に寄与したと考えられることから、基本目標の達成に向けて相当の進展があったと認められる。また、今後の各施策の方針については以下のとおりである。</p> <p>公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立の寄与については、社会のニーズ等に対応するため、選挙制度等に関する調査研究・論点整理を行うことは、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に不可欠であることから、引き続き調査研究・論点整理を行っていく必要がある。</p> <p>常時啓発事業については、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施し、目標を達成したところであるが、国民の選挙・政治意識の高揚を図るという事柄の性格上、中立不偏の立場から地道で長い運動を実施しなければならず、関係団体との連携の下、引き続ききめ細やかな啓発事業を実施する必要がある。</p> <p>政治資金の透明性を確保することについては、政治団体への督促、登録政治資金監査人に対する政治資金実務に関するフォローアップ説明会等を実施したことなどによりおおむね施策目標を達成し、一定の効果を上げていたと認められる。政治資金の透明性を高めることが、政治活動の公明と公正の確保につながり、ひいては民主政治の健全な発達に寄与すると考えることから、引き続き政治資金制度の周知に努めるとともに、政治団体による政治資金収支報告書の作成・提出、総務省における形式審査・要旨公表に関する一連の事務等について、より効率的な運用方法を検討していく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●衆議院議員選挙区画定審議会 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告を行う。</li> <li>●常時啓発事業のあり方等研究会 今後の常時啓発事業のあり方についての方向性を報告書として取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。</li> <li>●政治資金適正化委員会 登録政治資金監査人制度の運用に関し、政治資金監査に関する具体的な指針の作成や政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行っている。 委員長 上田 廣一 委員 小見山 満 委員 日出 雄平 委員 谷口 将紀 委員 牧之内隆久</li> <li>●平成25年8月、東京大学大学院教育学研究科山本清教授から、目標の達成状況の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	管理課長 笠井 敦	政策評価実施時期	平成25年8月
---------	----------------------------	--------	-----------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。